

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	3

第 1 号 (9月7日)

開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	5
事務局出席者	6
議事日程	6
開会及び開議の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	9
報告第4号の上程、報告	10
報告第5号の上程、報告	11
報告第6号の上程、報告	11
報告第7号の上程、報告	12
同意第6号の上程、説明	13
議案第29号の上程、説明	13
議案第30号の上程、説明	15
議案第31号の上程、説明	16
議案第32号の上程、説明	18
議案第33号の上程、説明	19
議案第34号の上程、説明	20
議案第35号の上程、説明	21
議案第36号の上程、説明	22

認定第1号の上程、説明	23
認定第2号の上程、説明	27
認定第3号の上程、説明	29
認定第4号の上程、説明	30
認定第5号の上程、説明	31
認定第6号の上程、説明	33
散会の宣告	34

第 2 号 (9月8日)

開議、散会の日時	35
出席議員	35
欠席議員	35
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	35
事務局出席者	36
議事日程	36
開議の宣告	38
一般質問	38
平 良 英 勝 議員	38
新 城 一 智 議員	41
同意第6号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	46
議案第29号の質疑、委員会付託	47
議案第30号の質疑、委員会付託	49
議案第31号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	50
議案第32号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	50
議案第33号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	50
議案第34号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	51
議案第35号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	51
議案第36号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	52
認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	53
認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	55

認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	57
認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	57
認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	58
認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	59
諸般の報告	60
休会について	61
散会の宣告	61

第 3 号（9月11日）

開議、閉会の日時	63
出席議員	63
欠席議員	63
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	63
事務局出席者	63
議事日程	63
開議の宣告	66
議案第29号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	66
議案第30号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	67
議案第31号～議案第36号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	69
認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	74
陳情第9号、陳情第19号、陳情第20号の一括上程、委員長報告、質疑、 討論、採決	79
意見案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	82
意見案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	84
常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	87
閉会の宣告	87
署名議員	88

平成21年第7回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成21年9月7日 会期5日間
閉会 平成21年9月11日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9月7日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明、報告4件
9月8日	火	本会議	午前10時	一般質問 同意第6号質疑・委員会付託省略 (即決) 議案第29号質疑・経済建設常任委員会付託 議案第30号質疑・総務常任委員会付託 議案第31号～第36号質疑・予算審査特別委員会付託 認定第1号～第6号質疑・決算審査特別委員会付託
		委員会	午後2時	議案第29号経済建設常任委員会 (説明～採決)
9月9日	水	委員会	午前10時	議案第30号総務常任委員会 (説明～採決) 陳情第9号及び陳情第18号～第21号総務常任委員会 (検討～採決)
			午後1時	議案第31号～第36号予算審査特別委員会 (説明～採決)
9月10日	木	委員会	午前10時	認定第1号～第6号決算審査特別委員会 (説明～検討)
9月11日	金	委員会	午前10時	認定第1号～第6号決算審査特別委員会 (検討～採決)

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
		本会議	午後 3 時	議案第29号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第30号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第31号～第36号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 認定第 1 号～第 6 号決算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 陳情第 9 号及び陳情第18号～第21号総務常任委員会委員長報告、意見書等の処理（閉会）

会期日数 5 日間 本会議日数 3 日間 委員会日数 4 日間 休会日数 0 日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者氏名	付 託 委員会
9	平成21年8月5日	日米地位協定に関わる裁判権放棄の日米密約の公表と廃棄を日本政府に求める意見書採択の陳情	沖縄県平和委員会 代表理事 浦添正光・ 与儀喜一郎	総務常任 委員会
18	平成21年8月20日	くらしを支える行政サービスの拡充を求める陳情	国家公務員労働組合 沖縄県協議会 議長 金城武司	総務常任 委員会
19	平成21年8月21日	公契約に関する基本法の制定を求める意見書の採択についての陳情	日本労働組合総連合 会沖縄県連合会 会長 仲村信正	総務常任 委員会
20	平成21年8月31日	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情（要請）	日本労働組合総連合 会沖縄県連合会 会長 仲村信正	総務常任 委員会
21	平成21年9月3日	細菌性髄膜炎を予防するH i b（ヘモフィルスインフルエンザ菌b型）ワクチンの公費負担による接種を求める陳情	沖縄県社会保障推進 協議会 会長 新垣安男	総務常任 委員会

平成21年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成21年9月7日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成21年9月7日 午前10時00分)

散 会 (平成21年9月7日 午前11時21分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久	産 業 振 興 課 長 新 城 寛
副 村 長 宮 城 重 徳	シ ー ク ワ ー サ ー 振 興 室 長 山 城 均
総 務 課 長 島 袋 幸 俊	建 設 環 境 課 長 新 里 政 雄
財 務 課 長 神 里 富 松	会 計 課 長 山 城 文 子
住 民 福 祉 課 長 宮 城 博 俊	教 育 長 平 良 宏
企 画 観 光 課 長 島 袋 一 道	教 育 課 長 友 寄 景 善

選挙管理
委員会
書記長 島袋 幸俊

監査
事務局長 宮城 豊

農業委員会
事務局長 新城 寛

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 宮城 豊 係長 真喜志 亮

6. 議事日程 (第1号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	報告第4号	平成20年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	報告
6	報告第5号	平成21年度の健全化判断比率について	報告
7	報告第6号	平成21年度の資金不足比率について	報告
8	報告第7号	繰越明許費繰越計算書の訂正の報告について	報告
9	同意第6号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	議案説明
10	議案第29号	大宜味村特産品加工施設機器購入の物品売買契約について	提案説明
11	議案第30号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	提案説明
12	議案第31号	平成21年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明
13	議案第32号	平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
14	議案第33号	平成21年度大宜味村老人保健特別会計補正予算	提案説明
15	議案第34号	平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	提案説明
16	議案第35号	平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	提案説明
17	議案第36号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	提案説明
18	認定第1号	平成20年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	提案説明
19	認定第2号	平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
20	認定第3号	平成20年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
21	認定第4号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
22	認定第5号	平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
23	認定第6号	平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明

◎開会及び開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。ただいまから平成21年第7回大宜味村議会議定例会を開会いたします。

本日の会議を開ききます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（宮城功光） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番 宮城 武議員及び7番 具志堅朝秀議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（宮城功光） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月11日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月11日までの5日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（宮城功光） 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に、会議等について報告いたします。

6月23日、沖縄全戦没者追悼式から、8月19日の第2回短期留学報告会まで各お手元に

配りましたとおり参加をしております。なお、8月10日の県議会議長会定例会において、理事の補選があり、与那原町議長の仲里議長が理事に選任されました。

また、8月19日の第2回短期留学報告会においては、高校生1名、中学生2名の留学の成果を十分に報告することができたのではないかというふうに思います。大変すばらしい報告がございました。

以上で、会議等の出席についての報告を終わります。

◎行政報告

○ 議長（宮城功光） 日程第4 行政報告について行います。

村長から申し入れがありました。これを許します。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） おはようございます。

平成21年第7回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員ご出席のもと開会できますことに対しまして心から感謝を申し上げます。ご審議よろしくお願いいたします。

それでは、行政報告を申し上げます。

6月から8月までの3カ月間になります。

6月11日には、飲酒運転根絶のぼり旗リレー大作戦 in 大宜味村ということで、全国ワースト1の脱却、大宜味村から飲酒運転をなくする運動の一環として、名護警察署と連携し、「飲酒運転根絶のぼり旗」リレー作戦の出発式が塩屋公民館で行われました。各区の協力を得まして、村全域でリレー作戦を展開し、あわせて飲酒運転根絶の署名運動を展開し、大宜味村から飲酒運転を根絶する機運を高めていきたいと思っております。

本村は、平成20年の統計で全県ワースト9位の飲酒運転の多い村でありましたが、平成21年は5月現在ゼロというふうなことで、県ベスト1位であります。飲酒運転ゼロを継続していくためにも、区長さん方のご協力を得ながら、この運動の機運を高めていきたいというふうに思っております。

なお、その他の事柄につきましては資料として添付してございますので、よろしくお願いいたします。

7月に入りまして、7月4日は第6回リクジョっ子大会が大宜味小学校グラウンドで行われました。これは第6回リクジョっ子大会が今回も晴天猛暑の中でございましたが、大

宜味小学校で開催されましたけれども、あらゆるスポーツの原点と言われている、走る、飛ぶ、投げるを通して児童・生徒の体力を知り、体力あるいは技術向上につなげることを目的に開催されている大会には、小学校1年生から中学3年生まで250名の参加があり、各種種目に熱戦を繰り広げております。

学校で取り組みを行った中学生の参加、この大会に向けて練習した小学生の活躍などもあり、大会記録も多く更新され、今後の活躍が期待されております。各小学校単位で競われる総合得点は、大宜味小学校区が6連覇を達成しております。

なお、7月分のその他のことにつきましては、資料がございますのでよろしくお願いいたします。

それから、8月に入りまして、8月8、9、土曜日曜の村の夏まつりがございましたが、恒例のこの夏まつりが心配されました台風が沖縄本島をそれ、盛夏にもかかわらず心地よい風が吹く絶好の天気の中で開催されました。村民を初め、夏休み、盆休暇を利用して帰省中の本土からの村出身者も多く訪れ、近隣市町村からのお客さんもあり、2日間大いにぎわいました。中心となり準備に取り組んだ村青年協議会の皆さんに敬意を表するものであります。今後とも実行委員会を中心に夏の村民の交流の場として継続、発展を願うものであります。

なお、その他のことにつきましては、資料として添付してございますし、また4月から9月3日までの工事関係、入札の結果が添付してございますので、お目通しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長（宮城功光） これで行政報告を終わります。

◎報告第4号の上程、報告

○ 議長（宮城功光） 日程第5 報告第4号 平成20年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） それでは、報告第4号 平成20年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成20年度沖縄

県町村土地開発公社事業報告及び決算報告を別紙のとおり報告いたします。

平成21年9月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、別紙のとおりということで、平成20年度事業報告及び決算報告書、別冊に添えてございますので後日ごらんいただければと、お目通しいただければと思います。よろしくお願いたします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第5号の上程、報告

○ 議長（宮城功光） 日程第6 報告第5号 平成21年度健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 報告第5号 平成21年度の健全化判断比率について

平成20年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、次のとおり報告するというので、この表で提示してございますが、この表のとおり平成20年度決算に基づく4つの指標はいずれも早期健全化基準以下となっておりますことを報告いたします。

平成21年9月7日提出

大宜味村長 島袋義久

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第6号の上程、報告

○ 議長（宮城功光） 日程第7 報告第6号 平成21年度資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 報告第6号 平成21年度の資金不足比率について

平成20年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとお

り報告する。

表のとおりでございまして、平成20年度決算に基づく資金不足比率は、経営健全化比率以下となっておりますことを報告申し上げます。

平成21年9月7日提出

大宜味村長 島袋義久

◎報告第7号の上程、報告

○ 議長（宮城功光） 日程第8 報告第7号 繰越明許費繰越計算書の訂正の報告について議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 報告第7号 繰越明許費繰越計算書の訂正の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により平成21年第5回定例会において報告した報告第1号繰越明許費繰越計算書に誤りがありましたので、別紙のとおり訂正したので報告する。

平成21年9月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 財務課長。

（神里富松財務課長 登壇）

○ 財務課長（神里富松） 報告第7号 繰越明許費繰越計算書の訂正の報告について説明いたします。

平成21年第5回定例会において報告しました報告第1号 繰越明許費繰越計算書に誤りがありましたので、再調製し報告するものであります。

説明資料の3ページの参考資料をごらんいただきたいと思います。

この段で、上段が今回報告する訂正後の、下段が第5回定例会において報告しました訂正前のものでありまして、下線部分が訂正箇所でございます。

事業名、翌年度繰り越し額の訂正はございませんが、左の財源内訳欄、既収入特定財源、国庫補助金に訂正がございます。事業名のLGWANサービス提供整備装置等更新業務において、既収入特定財源をゼロから226万6,000円に、国庫補助金を300万から73万4,000円

にそれぞれ訂正しております。それに伴いまして、それぞれの合計欄も16万から242万6,000円に、5億7,690万4,000円から5億7,463万8,000円に訂正しております。

誤りの原因は、国の第2次補正の地域活性化生活対策臨時交付金の対象事業において、20年度に実施された事業に対する交付金を交付対象以上に受けておりまして、そのオーバーした交付金を繰り越し事業の既収入特定財源として明記すべきでありましたが、されていないことに、第5回定例会も終えた決算監査の最中に気づいたものであります。このようなミスがありまして、大変申しわけなくおわび申し上げます。

以上です。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎同意第6号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第9 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について 大宜味村固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住 所 大宜味村字謝名城15番地

氏 名 山城清安

昭和25年5月22日生まれ

平成21年9月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

地方税法第423条第3項の規定により同意を求める。

なお、履歴書を別紙添付してございますのでご参照いただければと思います。よろしくお願いたします。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第29号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第10 議案第29号 大宜味村特産品加工施設機器購入の物品

売買契約についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長（島袋義久） 議案第29号 大宜味村特産品加工施設機器購入の物品売買契約について

本件について、次のように物品売買契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 大宜味村特産品加工施設機器購入
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金1,653万7,500円
- 4 契約の相手 住所 豊見城市字金良387-1
商号 ティーエスプラント有限公司
氏名 代表取締役友寄喜隆

平成21年9月7日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要する。

なお、内容につきましては担当室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） シークワサー振興室長。

(山城 均シークワサー振興室長 登壇)

○ シークワサー振興室長（山城 均） それでは、議案第29号 物品売買契約についての補足説明をさせていただきたいと思います。

説明資料8ページのほうをごらんいただきたいと思います。

本機器購入は、平成21年度地域活性化・経済危機対策事業で計画され、既設設備のメンテナンス整備と並行して行います。

新規導入機器につきましては、主に不純物等を除去するろ過機能の充実と製品が時間の経過により分離し、固形物が沈殿する現象を抑えることにより衛生的で良質な製品の製造を行い、かつ消費者ニーズにこたえるための機器整備でございます。

購入機器につきましては、表に示された7種でございます。各機器の性能につきましては、別紙フローシートに説明させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第30号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第11 議案第30号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第30号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成21年9月7日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするため、大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する必要がある。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 住民福祉課長。

（宮城博俊住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城博俊） 議案第30号について説明いたします。

大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成18年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）

3 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金について、第6条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」

とあるのは「39万円」とする。

附則、この条例は平成21年10月1日から施行する。

以上です。よろしくお願ひします。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第31号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第12 議案第31号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第31号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）平成21年度大宜味村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,665万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,599万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成21年9月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

- 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

- 副村長（宮城重徳） それでは、議案第31号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算の概要をご説明したいと思います。

主な款で説明いたしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、歳入歳出予算補正書の1ページをお開きいただきたいと思います。

9款地方交付税の8,756万5,000円の増がありました。これは、普通交付税確定による増でございます。

それから、13款国庫支出金の573万8,000円の増がありました。主に子育て応援特別手当交付金387万円の増によるものでございます。

それから、14款県支出金の2,337万8,000円の増がありました。これは、主に持続可能な観光地づくり支援事業補助金の2,233万9,000円の増によるものであります。

それから、17款地方交付税等の増額等があつて資金に余裕が出ましたので、繰入金9,000万円の減としました。その主なものといたしまして、財政調整基金の取り崩しを6,000万円やっております。それから、財政形成基金の取り崩し3,000万円の減となっております。

それから、18款繰越金の6,475万9,000円の増となっておりますが、これは前年度繰越金の増となっております。

それから、19款の諸収入の1,040万1,000円の増がありました。これは、主に介護保険精算金の1万1,000円の増となっております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

20款村債が、臨時財政対策債の増によりまして1,400万7,000円の増となっております。それは、当初予算1億1,000万円に対しまして、交付税算定によりまして決定した発行可能額が1億2,400万7,000円と増額になったため、その差額の1,400万7,000円の増となっているものでございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。

歳出をご説明したいと思います。

3款民生費436万7,000円の増であります。主に子育て応援特別手当事業387万2,000円の増によるものであります。

それから、6款農林水産業の209万8,000円の増であります。主に農業委員会費の農家基本台帳実態調査委託192万5,000円の増によるものであります。

それから、商工費の2,690万5,000円の増であります。主に観光費の工事請負2,026万6,000円の増によるものであります。

それから、8款土木費の446万6,000円の増でございますが、主にこれは江洲の定住住宅売買解除が1件ございました。その分の代金の返還金でありまして、288万9,000円の増となっております。

それから、次に4ページをお開きいただきたいと思います。

13款諸支出金の3,238万5,000円の増でございますが、これは財政調整基金への積み立て

の増でございます。

それから、14款予備費は4,429万8,000円の増とさせていただきました。

なお、詳細につきましては委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしく申し上げます。

失礼しました。次に、5ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の補正でございますが、補正前の地方債が4億1,240万円でしたが、今回限度額といたしまして1億2,400万7,000円を増加いたしましたして4億2,640万7,000円の地方債の補正をしております。よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第32号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第13 議案第32号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第32号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成21年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ235万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,767万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） それでは、議案第32号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別

会計補正予算の概要をご説明したいと思います。

このほうも、主な款でご説明したいと思います。

歳入歳出予算の補正書の1ページをお開きください。

第1款の国民健康保険税の641万9,000円の減となっておりますが、これは主に医療給付費分の現年度課税分の減によるものでございます。

それから、4款国庫支出金の768万9,000円の増となっておりますが、これは主に国庫負担金710万3,000円の増によるものでございます。

それから、13款の諸収入の114万3,000円の増となっております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出をご説明したいと思います。

2款の保険給付費の114万6,000円の増となっております。

なお、詳細につきましては委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第33号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第14 議案第33号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第33号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成21年度大宜味村の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,119万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,121万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第33号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計補正予算の概要をご説明したいと思います。

これも主な款でご説明したいと思います。

歳入歳出予算補正書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第5款の繰越金2,110万7,000円の増となっておりますが、これは前年度の繰越金となっております。

それでは、次に2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出をご説明いたします。

第2款の諸支出金の497万1,000円の増となっておりますが、これは償還金によるものでございます。

第5款、その他を予備費に1,622万4,000円の増を計上してございます。

なお、詳細につきましては委員会で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしく願いします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第34号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第15 議案第34号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第34号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ634万3,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ2億7,602万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第34号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の概要をご説明したいと思います。

歳入歳出予算補正書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第5款の繰越金の634万3,000円の増となっておりますが、これは前年度の繰り越し増でございます。

それから、予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますけれども、第1款の簡易水道総務費の158万4,000円の増となっております。これは、修繕費等の増となっております。

それから、4款予備費475万9,000円の増を計上してございます。

詳細につきましては委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第35号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第16 議案第35号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第35号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,682万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) それでは、議案第35号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の概要をご説明したいと思います。

歳入歳出予算補正書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第3款繰越金16万1,000円の増でございますが、これは前年度繰越金の増となっております。

それから、2ページのほうをお開きいただきたいと思います。

歳出をご説明します。

3款に16万1,000円の予備費を計上してございます。

なお、詳細につきましては委員会で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○ 議長(宮城功光) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第36号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第17 議案第36号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第36号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

平成21年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるとこ

ろによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,231万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年9月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願ひします。

○ 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) 議案第36号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の概要をご説明したいと思います。

歳入歳出予算補正書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第4款の繰入金11万5,000円の増となっておりますが、これは事務費の繰入金の増となっております。

それから、予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますけれども、第1款総務費の15万1,000円の増となっております。

なお、詳細につきましては委員会で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○ 議長(宮城功光) これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第1号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第18 認定第1号 平成20年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 認定第1号 平成20年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成20年度大宜味村

一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成21年9月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 認定第1号 平成20年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明したいと思います。

なお、説明資料といたしまして皆様のほうに、20年の決算認定説明資料の読み上げ資料をお配りしてございますので、そのほうを読み上げて説明にかえたいと思っております。

1ページのほうです。

それでは、認定第1号 平成20年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明いたします。

なお、内容説明の前に、今回の認定提案に至る経過を簡単に説明いたします。

平成21年7月28日に大宜味村会計管理者から村長あてに、平成20年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書が提出されました。村長は、同日付で監査委員に対しまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査を求めたところ、平成21年8月24日付で一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査並びに定額資金運用、基金運用状況調書審査意見書の提出がありましたので、今議会に平成20年の決算認定をお願いするところでございます。よろしく願いします。

それでは、内容の概略をご説明したいと思います。

なお、この認定書の構成を簡単にご説明いたしますと、これは歳入歳出が主になっておりまして、まず歳入の内容は決算書の6ページから21ページに記載してございます。それから、歳出の内容は22ページから64ページに記載しています。その他参考調書といたしまして、実質収支に関する調書を65ページに掲載しております。財産に関する調書を、66ページから84ページに掲載しております。そのほか、基金管理状況あるいは各課別の主要な成果表を添付しておりますので、ひとつよろしく願いします。

決算書、65ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書です。

この中で、歳入総額33億8,918万8,599円、歳出総額32億3,891万72円となり、翌年度へ

繰り越すべき財源として551万9,000円、実質収支額は1億4,475万9,527円となっております。

歳入の概要を、主な款でご説明いたします。

決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

1款村税ですが、調定額2億4,323万1,539円に対しまして、収入済額1億9,171万7,494円となり、収納率78.8%となっております。なお、収入全体に対する割合は5.7%を占めております。不納欠損額については、2,351万9,800円となっております。

2款地方譲与税ですが、調定額3,053万1,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。

6款地方消費税交付金ですが、調定額2,198万3,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。

9款地方交付税ですが、この地方交付税は村財政の主要な財源となっておりますして、調定額が13億6,263万9,000円に対しまして収入済額も同額となり、収入全体に対する交付税の割合は40.2%を占めております。

決算書の2ページをお開きください。

12款使用料及び手数料ですが、調定額4,417万4,467円に対しまして、収入済額は3,429万2,067円となり、収納率77.6%となっております。

13款国庫支出金ですが、調定額11億5,104万9,086円に対しまして、収入済額5億7,636万5,943円となり、収入全体に占める割合は17.0%となっております。なお、5億7,463万8,000円は翌年度へ繰り越しております。

14款県支出金ですが、調定額3億446万4,643円に対しまして、収入済額3億419万2,643円となり、収入全体に占める割合は9.0%となっております。

15款財産収入ですが、調定額6,102万3,761円に対しまして、収入済額1,380万4,594円となり、収納率22.6%となっております。

17款繰入金ですが、調定額1億8,290万円に対しまして、収入済額も同額で、収入全体に占める割合は5.4%となっております。

18款繰越金ですが、調定額1億3,431万3,925円に対しまして、収入済額も同額となっております。

19款諸収入ですが、調定額2億7,581万1,585円に対しまして、収入済額1億8,176万3,533円となり、収納率は65.9%となっております。

決算書の3ページをお開きください。

20款村債ですが、調定額3億2,130万円に対しまして、収入済額も同額となっております。

歳入の調定額41億7,007万3,606円に対しまして、収入済額33億8,918万8,599円となり、収納率は81.3%となっております。

決算書の4ページをお開きください。

歳出の概要で説明いたします。

2款総務費ですが、予算現額7億7,951万9,000円に対しまして、支出済額4億5,148万7,125円となっており、北部広域ネットワーク整備事業ほか3件の繰り越し事業等がありまして、執行率は57.9%となっております。

3款民生費ですが、予算現額5億2,176万円に対しまして、支出済額4億5,605万4,513円となっており、定額給付金事業ほか1件の繰り越し事業がありまして、執行率が87.4%となっております。

4款衛生費ですが、予算現額2億6,100万6,000円に対しまして、支出済額2億5,906万104円となり、執行率99.3%となっております。

6款農林水産事業費ですが、予算現額3億9,407万9,000円に対しまして、支出済額3億7,684万6,379円となっており、農業振興地域整備促進事業ほか1件の繰り越し事業がありまして、執行率95.6%となっております。

8款土木費ですが、予算現額10億4,421万1,000円に対しまして、支出済額7億8,033万8,902円となっており、道路新設改良事業ほか1件の繰り越し事業がありまして、執行率が74.7%となっております。

決算書の5ページをお開きください。

9款消防費ですが、予算現額1億2,047万5,000円に対しまして、支出済額1億2,028万7,178円となり、執行率は99.8%となっております。

10款教育費ですが、予算現額2億8,399万3,000円に対しまして、支出済額2億5,996万8,147円となっており、デジタルテレビ整備事業ほか2件の繰り越し事業がありまして、執行率91.5%となっております。

12款公債費ですが、予算現額3億4,678万7,000円に対しまして、支出済額3億4,639万5,703円となり、執行率99.9%となっております。

13款諸支出金ですが、予算現額1億2,278万1,000円に対しまして、支出済額1億2,277

万9,000円となり、執行率100%となっております。

歳出予算現額の総額40億2,096万8,000円に対しまして、支出済みの総額32億3,891万72円となり、全体の執行率は80.6%となっております。なお、6億7,498万6,000円は、翌年度繰越額となっております。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第2号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第19 認定第2号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 認定第2号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成21年9月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 認定第2号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

決算書の19ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額5億5,612万3,989円、歳出総額5億4,775万6,940円、歳入歳出差引額836万7,049円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは、決算書の1ページにお戻りください。

歳入の概要をご説明したいと思います。

1款国民健康保険税ですが、調定額1億803万6,633円に対しまして収入済額7,589万

3,920円となり、収納率70.2%で、収入全体に占める割合は13.6%となっております。なお、404万4,633円を不納欠損としております。

4款国庫支出金ですが、調定額2億1,875万3,315円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は39.3%となっております。

6款前期高齢者交付金ですが、調定額5,976万2,316円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は10.7%となっております。

9款共同事業交付金ですが、調定額8,995万5,601円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は16.2%となっております。

10款繰入金ですが、調定額4,925万8,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は8.9%となっております。

決算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要をご説明いたします。

1款総務費ですが、予算現額500万6,000円に対しまして、支出済額433万7,701円となり、執行率は86.7%となっております。

2款保険給付費ですが、予算現額3億6,890万7,000円に対しまして、支出済額3億4,110万4,323円となり、執行率は92.5%となっております。

3款後期高齢者支援金ですが、予算現額5,557万4,000円に対しまして、支出済額5,557万3,180円となっております。

5款老人保健拠出金ですが、予算現額1,364万3,000円に対しまして、支出済額は1,364万1,194円となっております。

6款介護納付金ですが、予算現額3,081万円に対しまして、支出済額3,080万9,673円となっております。

7款共同事業拠出金ですが、予算現額9,002万2,000円に対しまして、支出済額9,001万9,496円となっております。

決算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

歳出予算現額の総額5億8,446万1,000円に対しまして、支出済額の総額5億4,775万6,940円となり、全体の執行率は93.7%となっております。

詳細につきましては委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第3号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第20 認定第3号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 認定第3号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成20年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成21年9月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 認定第3号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

それでは、決算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額8,719万4,867円、歳出総額5,608万7,411円、歳入歳出差引額は3,110万7,456円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは、決算書の1ページにお戻りください。

1款支払基金交付金ですが、調定額3,174万1,506円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は36.4%となっております。

2款国庫支出金ですが、調定額3,876万2,017円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は44.5%となっております。

3款県支出金ですが、調定額726万6,562円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は8.3%となっております。

4款繰入金ですが、調定額840万5,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。

決算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要を説明したいと思います。

1 款医療諸費ですが、予算現額6,601万7,000円に対しまして、支出済額5,348万6,740円となり、執行率は81%となっております。

歳出予算現額総額8,718万6,000円に対しまして、支出済額の総額5,608万7,411円となり、全体の執行率は64.3%となっております。

なお、詳細につきましては委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第4号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第21 認定第4号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 認定第4号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成21年9月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 認定第4号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

決算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書ですが、収入総額2億8,670万4,401円、歳出総額2億7,986万1,353円、歳入歳出差引額684万3,048円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは、決算書の1ページにお戻りください。

1 款使用料及び手数料ですが、調定額6,696万2,845円に対しまして、収入済額6,608万

7,362円となり、収納率は98.7%となっております。なお、収入全体に占める割合は23.1%となっております。不納欠損額については、3万3,608円となっております。

2款国庫支出金ですが、調定額9,400万円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は32.8%となっております。

4款繰入金ですが、調定額6,766万2,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は23.6%となっております。

5款繰越金ですが、調定額750万9,250円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は2.6%となっております。

決算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要をご説明いたします。

1款簡易水道総務費ですが、予算現額5,929万円に対しまして、支出済額5,565万3,975円となり、執行率は93.9%となっております。

2款簡易水道事業費ですが、予算現額1億4,570万円に対しまして、支出済額1億4,464万1,490円となり、執行率99.3%となっております。

3款公債費ですが、予算現額8,060万8,000円に対しまして、支出済額は7,956万5,888円となり、執行率は98.7%となっております。

歳出予算現額の総額2億8,668万6,000円に対しまして、支出済額の総額2億7,986万1,353円となり、全体の執行率は97.6%となっております。

なお、詳細につきましては委員会のほうで担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第5号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第22 認定第5号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 認定第5号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成20年度大宜味村

公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成21年9月7日提出
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 認定第5号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額9,607万8,501円、歳出総額9,578万7,149円、歳入歳出差引額29万1,352円となっております。繰越明許費の繰越額が8万円ありまして、実質収支額は21万1,352円となっております。

それでは、決算書の1ページにお戻りください。

歳入の概要でございます。

1 款国庫支出金ですが、調定額5,700万円に対しまして、収入済額も同額となっております。収入全体に占める割合は59.3%となっております。

2 款繰入金ですが、調定額81万2,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。収入全体に占める割合は、0.9%となっております。

5 款村債ですが、調定額3,800万円に対しまして、収入済額も同額となっており、収納率は100%となっております。収入全体に占める割合は、39.6%となっております。

決算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要をご説明します。

1 款公共下水道事業費ですが、予算現額1億1,008万5,000円に対しまして、支出済額9,500万2,083円となり、執行率は86.3%となっております。

歳出予算現額の総額1億1,105万6,000円に対しまして、支出済額の総額9,578万7,149円となり、執行率86.3%となっております。

なお、詳細につきましては委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしく願いします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第6号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第23 認定第6号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について、提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 認定第6号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成21年9月7日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 認定第6号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算認定について説明します。

なお、決算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3,661万4,485円、歳出総額3,633万9,979円、歳入歳出差引額27万4,506円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは、決算書の1ページにお戻りください。

歳入の概要をご説明したいと思います。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、調定額1,720万4,298円に対しまして、収入済額1,731万6,599円となり、収納率は過誤納付等により100.7%で、収入全体に占める割合は47.3%となっております。

4 款繰入金ですが、調定額1,927万5,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。

決算書の2ページをお開きください。

歳出の概要をご説明いたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、予算現額3,634万2,000円に対しまして、支出済額3,633万9,979円となり、執行率は100%となっております。

歳出予算現額の総額3,635万6,000円に対しまして、支出済額の総額3,633万9,979円となり、全体の執行率は100%となっております。

なお、詳細につきましては委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（宮城功光） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前 1 1 時 2 1 分)

平成21年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成21年9月8日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成21年9月8日 午前10時00分)

散 会 (平成21年9月8日 午前11時20分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久	産 業 振 興 課 長 新 城 寛
副 村 長 宮 城 重 徳	シ ー ク ワ ー サ ー 振 興 室 長 山 城 均
総 務 課 長 島 袋 幸 俊	建 設 環 境 課 長 新 里 政 雄
財 務 課 長 神 里 富 松	会 計 課 長 山 城 文 子
住 民 福 祉 課 長 宮 城 博 俊	教 育 長 平 良 宏
企 画 観 光 課 長 島 袋 一 道	教 育 課 長 友 寄 景 善

選挙管理委員会 島袋 幸俊 監事 宮城 豊
書記長 事務局長

農業委員会 新城 寛
事務局長

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 宮城 豊 係長 真喜志 亮

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		一般質問	
2	同 意 第 6 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	質 疑 付 託 省 略
3	議 案 第 2 9 号	大宜味村特産品加工施設機器購入の物品売買契約について	質 疑 委 員 会 付 託
4	議 案 第 3 0 号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
5	議 案 第 3 1 号	平成21年度大宜味村一般会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
6	議 案 第 3 2 号	平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
7	議 案 第 3 3 号	平成21年度大宜味村老人保健特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
8	議 案 第 3 4 号	平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
9	議 案 第 3 5 号	平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
10	議 案 第 3 6 号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
11	認 定 第 1 号	平成20年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委 員 会 付 託
12	認 定 第 2 号	平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委 員 会 付 託
13	認 定 第 3 号	平成20年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委 員 会 付 託

日程番号	事件番号	件名	摘要
14	認定 第 4 号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託
15	認定 第 5 号	平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託
16	認定 第 6 号	平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（宮城功光） 日程第1 一般質問を行います。
-

◇ 平良英勝議員

- 議長（宮城功光） 通告順により発言を許します。

根謝銘城周辺整備事業計画について、平良英勝議員。

- 8番（平良英勝） おはようございます。では、一般質問をさせていただきます。

根謝銘城周辺整備事業計画について、一般質問させていただきます。

同事業は、平成21年度地域活性化・経済危機対策臨時交付金で計画された事業で、根謝銘城址は、今から40数年前に一度は発掘調査を行っておりますが、今度の事業計画は沖縄の歴史、また沖縄最北端の城址として価値のある計画で、非常に興味を持っているところであります。

今後の学校教育、地域文化に重要だと思っておりますが、この事業は何年度まで何年計画でなされているか、どのような範囲でこの事業を進めていくか、お伺いしたいと思っております。

- 議長（宮城功光） 教育長。

（平良 宏教育長 登壇）

- 教育長（平良 宏） おはようございます。平良英勝議員から質問のありました根謝銘城の周辺整備事業計画についてお答えいたします。

今回の調査は、根謝銘城址が歴史的、地理的に非常に貴重であるという観点から、城及び周辺の地形測量やデータ収集を行い、それらに基づき地図、図面を作成し、城と思われる範囲の確認を行い、今後における保存、活用の方策や調査に資するための基本調査となっております。

期間としましては、12月までの調査であります。地形測量につきましては、平成21年度の単年度事業でありまして、次年度以降は今回の測量調査を基礎データとしまして、研究

機関や県文化課などの協力のもと試掘調査などを実施し、範囲を確定させ、その後、村あるいは県、国指定へ向けて手続を進めていく方針であります。

まずは、その手続として村指定が必要でありますので、村指定に向けての調査ということも頭に入れております。そして、その後、村教育委員会文化財保護委員等の諮問に付させていただきます、答申を受けて、地域の皆さん方と一緒に研究、討議などしながら進めていきたいと思っています。

今回の事業における範囲につきましては、御獄や中城、ウフグスクはもちろんのこと、アジバカや堀切などを含めた城の跡と思われる範囲面積約1.5ヘクタールを予定しております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 8番 平良英勝議員。

○ 8番（平良英勝） 今、教育長の説明ありましたが、非常にいい事業計画だと、地域の皆さんも非常に興味を持っています。以前から地域の皆さんは、せっきくの城址跡であるのに、ほとんど放置されている状態で、拝みに行く人だけが今行っている状態なんです。

それで、今後、教育長のお話にありまして、村指定、国指定というふうにぜひ公園整備をされまして、いろいろな拝みするところが10何カ所かあるんです、小さなものが。中には馬アミシ川ですね。皇族が馬を使って馬をあれる川とか、またカミアライ川とか、いろいろな昔の話を聞いたらいろいろな拝所があるんです。この拝所も、ぜひ今後調査の上でまた進めていってもらいたいと思います。

また、田嘉里よりから親田から、拝所堂があったんです、前は。ここも今はもう荒れ放題になって、途中で拝所があって、また、その上にクチバーといって昔の亡くなった遺骨を1カ所に集めて置いているところ、自分たちが小さいころはよく遊びに行って、骸骨とか見て遊んでいたんですか、クチバーといって結構人骨が穴の中に散乱しているところもあります。こういったものを、昔からの歴史を調べるためにはぜひこういったものも調べてほしいなと思っています。

今、教育長がおっしゃったウフグスク、ウフグスクは田嘉里の拝所でありまして、田嘉里が拝んでいます。中城は謝名城ですね、一番上がウフグスクで、田嘉里、謝名城が拝むところになっておりますが、その地域の中に個人用地も2カ所あるんです。丸平組の社長の名義になっていると思いますが、この方も非常にこういった歴史に関心ある方で、また、何か計画なされたら多分無料とか、提供する可能性がありますので、ぜひ個人用地も整備

して公園化、ちょっと社会教育に子供たちが散策しながら、向こうでまたちょっとレクリエーションもできるような広場とか、こういったものも、せっかくの計画なので、ぜひここまで進めてもらいたいと思います。

それから、田嘉里ももちろん、謝名城ももちろんなんですが、区民はぜひこの機会を生かして、この根謝銘城址、まだこの前、謝名城公民館で宮城長信先生のお話がありましたが、名前もクンジャングスク、根謝銘城とかいろいろな話がまだ定かではない話も伺ったんですが、これももし村指定、国指定、県指定にするのであれば、一つにまとめて、できれば根謝銘城址、根謝銘城がいいんじゃないかなと私は個人的に思っております。ぜひ、この機会をもちまして、この地域は最北端の城址跡ですので、これは北部地域のまた歴史を調べる中で非常に重要な歴史のたどりをできる史跡じゃないかなと思っておりますので、ぜひ整備して、ちょっとした子供たちが勉強できるような施設にしてもらいたいなと私は思っていますが、もう一度、教育長にこの決意を伺って質問を終わらせたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 教育長（平良 宏） ご指摘のように、議員の思い、深く受けとめたいと思います。これまで教育委員会としましては、長年、このウイグスク、根謝銘城については県文化課に対して調査依頼等も行ってきたわけですが、文化課としても非常に重要な遺跡であると、城址であるというふうな認識もあったんですが、行革のあおりを受けまして、市町村に専門職員がいないところにおいてはそういった調査は基本的にやらないんだというふうな返事を受けまして愕然としたんですが、それでも教育委員会としましては、北部振興策の一環としてやってもらえないかとか、いろいろな手を打ってまいりました。ところが、ことごとく予算の確保についてはできませんで、今回地域経済危機対策臨時交付金を活用させてもらって、やっとこ芽出しができたというふうに思っているところです。

ですが、今後整備していくにも、やっぱり段階を追っていかなきゃいけない。そういう意味で、学術的に貴重であればあるほど、すぐ観光事業とかに結びつけていくようなことはちょっと難しいかなというふうな考えを持っていますが、先ほど申しあげましたように、この根謝銘城についてはもっともっと資料収集して、それぞれの専門家の意見等もまとめてあげて、より大宜味村の歴史が解明できる、そしてクンジャングスクとも称されているわけですから、国頭村とのかかわりとか、その今帰仁城、それから名護城とか、その関連等も調べられるように、一つ一つ解明していきたいなと思っております。

ことしのまた事業で、大宜味村の遺跡を、今後の大宜味村の文化財をどういうふうに、

文化財の基本的な保存についてというふうな内容の取り組みも事業として入れていますので、そのあたりも関連させながら、このウイグスク、根謝銘城については調査、研究を進めていきたいなと思います。とにかく、すぐにはできない。さっき言いましたように順を追っていかなきゃいけない、段階を追っていかなきゃいけないということで、まずは教育委員会の文化財保護審議委員会が今、範囲確認調査をしたものを、それに基づいて審議し、さらに県への建議をし、それで県でいろいろ文保委の皆さん方の教育委員会の要請でもって動かし、そしてあとは国までというふうな順序を持ってやっていきたいなというふうな考えで、向こう四、五年でとかというふうなことじゃない、もっともっと年数がかかるかと思えます。そういうふうなことで一步一步やっていきたいな。そして、やり方についても地域の皆さん方からの、繰り返すようですが、事情を聴取して、いろいろ勉強しながら、地域の皆さん方と勉強しながら、大宜味村の歴史をこのウイグスクから、根謝銘城からひもといていけたらなと思っています。頑張っていきたいと思っています。

○ 議長（宮城功光） これで、平良英勝君の質問を終わります。

◇ 新 城 一 智 議員

○ 議長（宮城功光） 次に、結の浜の分譲地について、新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、結の浜の分譲地について一般質問させていただきます。

まず、結の浜の分譲地について、次の3点について伺います。

まず、1点目に、分譲地の坪単価はどれくらいに設定するのか。

2点目に、いつごろから分譲を開始するのか。

3点目に、新しいまちづくりの観点から、分譲地における建物についてなど、景観に配慮した何らかの制約を設ける考えがあるのかどうか、以上3点についてまず伺います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） それでは、ただいまの新城一智議員の結の浜の分譲地についてのご質問にお答えをいたします。

都市圏の増大及び村内での住宅の需要に対応することや、将来人口を考慮した受け皿づくりのために確保した結の浜の住宅施設用地は、過疎対策、人口流出の抑止と定住対策推進に寄与できるものと考えております。その用地の分譲に向けて、昨年から1区画およそ100坪の単位で50区画の造成、整地工事を行い、一応終了いたしました。

それで、ご質問のまず1点目の坪単価の設定についてでございますが、区画整地を一応終了したその造成地について、今年度中に分筆登記を行った上で専門家による不動産鑑定評価を導入して、その結果に基づいて坪単価の設定を検討していきたいと今考えております。

2点目の分譲開始の時期についてであります。村民の期待に添えるよう早目の取り組みをしてまいりたいと思っております。募集要項作成等諸準備事務を経て、速やかにインフラ整備の供用開始までには始められるようにしたいと考えております。

3点目の新しいまちづくりの観点から、分譲地における建物について景観に配慮した何らかの制約を設ける考えはあるかということにつきましては、結の浜が沖縄海岸国定公園内であることや、景観面において本村のモデル地区となることを基本に整備を進めていくため、敷地内に多くの緑地を確実に確保するよう啓発していきたいと考えております。建物につきましては、自主的に景観に配慮することとし、制約を設けることについては今のところ特に考えてはおりませんが、今後募集開始時期までにいろいろな形で村民からまちづくりに関する意見等あるいは助言等が出てくるかと思われませんが、その時点でその必要に応じて柔軟に対応していきたいというふうな今の段階考えているところであります。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 今3点について村長から答弁ありましたけれども、まず1点目について、将来に向けて人口増、定住促進も含めて4次構想の中にもやっぱり4,200名という人口の目標も掲げながら進めているわけですから、当然単価についてはやっぱりみんな気になっているところで、やっぱり毎年出る地価評価、基準のですね、評価とか、あと固定資産の評価とかいろいろありますけれども、今若い人たちがもし家つくるとしたら、土地も買って家も建てるために借金もしてということで負担増になることもやっぱり考えられるので、その辺は長期にわたって土地代を回収できるような、村独自の単価の設定もそうですけれども、売り方等についても検討できるのかどうか。

また、やっぱり村としてある程度主導権を持って、不動産鑑定士とかじゃなくて、スピードもやっぱり必要になってくると思うものですから、江洲の定住促進団地みたいに期間長く、今でも返ってきたりする土地もありますので、その辺も含めて考えると、もっと何らかの施策が講じられるんじゃないかなと思います。

その点について1点と、2点目については早目にということでありますけれども、やっぱり今環境的にも碎石が積んであったりとか、残土が積んであったりとか、モクマオがあちこち生えていたりとか、早目に分譲するアクションを起こすためにも、そういう周りの環境づくりも含めて早目に進めていただきたいと思うんですけれども、その辺についてどうなのか。

3点目については、国定公園ということでやっぱり景観、非常に国道からも見えますし、重視して新しいまちづくりを大宜味はやっているんだという、みんなに全県的にアピールするためにも、やっぱり緑地が多ければ多いほどいいんですが、その従来の集落のつくり方を今見てみると大体ブロック塀とかそういうので、構造的な何かかたいイメージが非常にあったりするので、例えば垣根でやるとかフェンスでつたを伸ばすとか、そういうのも含めて、かわらも赤がわらに何か補助的なものができるのかどうかとか、あと分譲を早く進める意味でも、その分譲地を何軒かとか幾らか村が提供する形で、例えばモデル住宅みたいなのを業者に発注できるんじゃないかとか考えるんですけれども、その辺についても何らの意見があれば村長の意見を聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（宮城功光） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋一道） 結の浜の分譲の件については、議員のお話のように今いろいろと関心があって、いろいろなお話が聞かれている状況なんですけれども、まず、坪単価の設定ですが、以前にも議会のほうで質問等があったと思うんですが、分譲にかかった費用といえますか、そういったのを考慮するとか、あるいは不動産鑑定の中でしたら、先ほどありました公示価格とか、路線価格とか、この評価の手法というのはいろいろあるかと思いますが、村の独自の決定ということですが、一応はこの不動産鑑定の評価価格が報告された後に、やっぱり村としての坪単価の設定はなるといいますので、今その不動産鑑定の報告を待ってからの坪単価の決定ということで、それも早目に進めていくようなことで取り組んでいきたいと考えております。

次に、分譲開始の時期等に絡んで、現在の埋立地の管理についてのお話だったと思いますが、それについてもモクマオの伐採等も、この管理についても随時やっていくような形で取り組んでいきたいというようなことを考えております。

次の景観についてですけれども、現在はこの各土地を求められた方に自主的な景観に対する考え方を配慮してもらおうというようなことが考えているんですけれども、やっぱり本村のモデル地区となるようなことですので、そういった形でぜひ、先ほどありましたよう

にかたいイメージのこういったものじゃなくて、本当に山原らしいというんですか、大宜味らしい、そういったことの啓発についても同時に進めていきたいと思っております。

以上であります。

ちょっと足りない分があったんですけども、現在インフラ整備ですね、下水道、道路、橋等はインフラ整備しておりますが、それを終わって、それと供用する時期には間に合わすような形で進めていきたいと考えております。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま、新城一智議員の再質問の中におけるいろいろご提案、ご指摘がございました。これらは、今具体的にどうしますというふうな明確な答えは出せないんですけども、今念頭としてそういうことが検討事項にあるなということは話をしておりますが、具体的にこれからどのような進め方をするかということをしっかり検討していきたいと思えます。

今作業の流れとしては、インフラ関係の整備にあわせた形、それから分譲地におけるもの、今1つ大きく抜けているな、早くせんといかんというのが電気設備関係もございすから、そういう条件をしっかりと整備しながらということ。そして、さっきモデルとしての提供はということですが、正直なところモデルの提供については考えておりませんでした。今のようなお話で、もし事がございましたら、またモデルというのはどういう形の、どういう視点のモデルにするかということも含めて考えなければいけないのかなと思えますが、さっきご指摘のありました垣根、塀の部分についても、具体的に今のようなブロック塀ではかたいよねと、緑をつけてやるようなことの内容になるんじゃないかというような具体的な細かい話は一応は出てはおりますので、これからの具体化に向けて取り組んでいきたいというふうに思っています。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 質問に対してもいろいろ丁寧に答えられている部分もありますけれども、やっぱり例えばこの分譲地をどう生かすかは、やっぱりこれから大宜味村にとって非常に重要なところになってきますし、人口増加という観点から考えると、やっぱり買い手が買いやすいようにとか、下水道もできるわけですから、その分、分譲地に住まわれる方はやっぱりそれだけの負担も将来的に負うわけですから、その辺も加味しながら、いろいろな土地の売り方というもの、若い人たちが負担にならないような売買の仕方をぜひ考えていただきたいと思うのと、これも村長にもう一度見解を伺いますが、例えば分譲

地は住宅分譲、宅地分譲だけじゃなくて、ほかにもやっぱり用地があるわけですから、アパートについても、前も同僚議員のほうからもいろいろな形で質問もあったはずですけども、役場の若い人たちがやっぱりなかなか公務員として住居がないという形であれば、その辺はやっぱり村が土地を提供してでも業者につくってもらって、その分また料金も安く設定できるはずですので、名護みたいに5万とか6万とかというのはちょっと大宜味に住む価値としても、やっぱり魅力としてもないと思うので、やっぱりその辺は業者としても土地購入して建物をつくるということについてはリスクもあるし単価にもはね返ってきますので、その辺も村の政策として基本的に村長の考え方で、そういう進めるような形でぜひやっていただきたいと思いますが、この2点について質問して、終わります。

○ 議長（宮城功光） 休憩します。

（午前10時28分）

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

○ 議長（宮城功光） 答弁を求めます。村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの点についてお答えいたします。

独自の単価というようなことをございます。これも、今もご指摘ありました人口増、それともう1点は流出を防止すると。流出防止も新しく入ってくることもまとめて人口増ということになります。そういう部分からすると価値観の違いがいろいろ出てきますね。ここから見ると、地元から見ると単価、それから都市地区に住んでいる人々から見ると土地単価ということもそれぞれいろいろな視点があるかとは思いますが、さっき担当課長からありましたように、まず鑑定をしてもらって、その後、今のようなことも考慮できるかどうかということの基準になります。基本的な単価の決定は、さっき課長が答えたような内容で進めてはいきます。

そういうことと、その後々にもつながっていくということもございますし、個人の住宅については先ほどありました下水道料金等の関係も出てくるだろうと、そういうことももう話の具体的な中では出ております。それで、その後のものはいろいろ土地利用計画、産業関係もいろいろ出てきますし、それもすべて下水道との関係も出て、周囲の景観等も含めて考えていかなければいけないというようなこともございまして、今の単価のことにつ

いてはそれぞれこれから検討をさせていただきたい。さっきの基本に立って進めていきたいというふうに思っております。

○ 議長（宮城功光） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋一道） 特に、具体的に民間アパート等という話があったんですけども、それについても当然施設用地の中ではそれは可能でありますし、ある意味では企業の誘致というんですか、そういうアパートを誘致するという考え方もありますし、また、土地利用を含めた別の土地利用の検討の中でもそういう話をぜひ入れながら検討をしていくような方向で進めていきたいと考えております。

○ 議長（宮城功光） これで新城一智議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎同意第6号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第2 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について議題といたします。

これから質疑を行います。

6番、退場。

（6番 宮城 武議員 午前10時33分退場）

○ 議長（宮城功光） 休憩します。

（午前10時34分）

○ 議長（宮城功光） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時36分）

○ 議長（宮城功光） 6番 宮城 武議員入場。

（6番 宮城 武議員 午前10時36分入場）

○ 議長（宮城功光） では、同意第6号についての質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本件は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、委員会付託

- 議長(宮城功光) 日程第3 議案第29号 大宜味村特産品加工施設機器購入の物品売買契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

- 1番(大城佐一) ちょっと契約書についてお伺いしたいんですが、物品の納期が11月17日となっているんですが、その辺の加工の搾る時期というのが例年大体10月から搾ってはいるんですが、これは納期が11月17日というと、その以降に稼働はするわけですか、その辺ちょっと確認したくて質問したんですが。

- 議長(宮城功光) シークワサー振興室長。

- シークワサー振興室長(山城 均) ただいまの質問にお答えします。

確かに、10月から加工用としてのシーズンとなりまして、操業を行います。納期が11月に入っておりますが、この期間というのはどうしてもやはり稼働しまして、その搾汁でしたら搾汁のレーンの確認等いろいろ行いながら、一つのメンテナンス的なものも含めて、設置した事後の期間も含めての期間ということでご了解していただきたいと思っております。

の期間までに設置するというのではなくて、一応私たちが今目指しているのは、10月の中旬の設置を目指してはいるんですが、その後のメンテナンス等、指導等も含めた期間ということで考えております。

○ 議長（宮城功光） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） じゃ、稼働は10月1日からということで、これで確認してよろしいですか。

○ 議長（宮城功光） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（山城 均） はい、この機器購入とは別に、今メンテナンスを機器整備を行っております。その後につきましては、今10月1日から稼働は可能なような日程で整備を進めております。ほかの契約で、おのおの各機器の整備につきましては今随時進めておまして、この工場の操業について100%万全の体制ではありませんが、部分的な稼働ということで操業を行えるような工程で今整備を進めておりますので、10月からの加工の操業は行えるという前提で一応進めております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 1番議員が聞いたことも聞きたかったんですが、1点だけ確認させてください。今10月1日から操業するように進めているということなんですが、このシークワサー振興組合との契約は行われているのかどうか、その1点ちょっと聞いておきたいと思います。

○ 議長（宮城功光） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（山城 均） 先ほどの答弁で10月1日操業スタートということで答えておりますが、今これはあくまでも想定で、10月1日からこの加工用の出荷が始まるという前提で、そのシーズンにあわせた操業が行えるという体制で準備しておるということでご了解お願いしたいと思います。

先ほどの質問につきましては、一応9月1日付で協定書を合同会社大宜味シークワサー振興組合と基本協定、あと年度協定の締結を済ませておまして、平成21年9月1日より、今年度は平成22年3月30日までの操業ということで年度協定、それから基本協定は平成21年9月1日から平成26年3月31日ということで9月1日付で協定書を締結しております。

以上です。

- 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。
- 2番（新城一智） 今協定書の話があったんですが、これは契約ではなくて協定ということでやっているんですか、その辺も聞きたいと思います。

やっぱり、もう青切りも出荷が始まって、あと1カ月もないので、その辺農家の人たちもある程度心配しているところもあるので、この辺はつきり答弁いただきたいなと思います。

- 議長（宮城功光） シークワサー振興室長。
- シークワサー振興室長（山城 均） 今回、指定管理者の指定手続条例に基づきまして、契約にかわります一応協定ということでの締結になります。一応、一般的に言われています契約が協定ということでご理解いただきたいと思います。

- 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。
- 2番（新城一智） 協定を締結したということですので、委員会中にその協定の内容も確認したいところもありますので、ぜひ提供をお願いいたします。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

- 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となりました議案第29号 大宜味村特産品加工施設機器購入の物品売買契約については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第30号の質疑、委員会付託

- 議長（宮城功光） 日程第4 議案第30号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第30号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第31号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第5 議案第31号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第32号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第6 議案第32号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第33号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第7 議案第33号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第34号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第8 議案第34号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第35号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第9 議案第35号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第36号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第10 議案第36号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（宮城功光） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委

員の選任については、委員会条例第7条1項の規定によってお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第11 認定第1号 平成20年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番(平良嗣男) それじゃ、認定の第1号についてちょっとお伺いしたいと思います。

1款の村税の不納欠損額2,351万9,800円があります。これは、認定1号から2号、6号みんなまたがってくるんですけども、不納欠損額がこれだけあったというようなことは、何度も決算のたびに私申し上げるんだが、その以前に不納欠損となる前のやっぱり手続、これまでの業務のあり方、これが大変重要だと思っているんです。これは、職員も大変頑張ってやったあげくこうなったのかわかりませんが、これだけの1億9,171万7,494円の不納欠損が出たというようなことは、これはこれからも業務のあり方としてもちゃんとやっていかないとこれはいけないんじゃないかというふうに思うわけです。

何度も言っているように、これまでしたことは家庭訪問やったり督促もやって行ってきたでしょうけれども、そこら辺が弱かったのかどうかわかりませんが、回収のあり方というか仕方というか、そこら辺の業務の仕方、そこら辺もちゃんとやっていかないと、こういう不納欠損額が、認定1号、2号、3、6号にもみんなまたがってありますけれども、そこら辺を結局は税関係というのは大変いろいろなこともあって大変でしょうけれども、しかしながら業務としてやらんといけないことですから、そこら辺を基本的なことからちゃんと管理をしながら、これは督促等もやっていかないと、結局こういう不納欠損が出るということは本当はいけないわけですね。

そこで、これら村税もいろいろありますけれども、どういうものがあって1億余の不納欠損が出たのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

(発言する者あり)

○ 9番(平良嗣男) 大変失礼しました。不納欠損は2,351万9,800円ですね。その件についてお願いします。

○ 議長(宮城功光) 財務課長。

○ 財務課長(神里富松) ただいまの質問に対してお答えします。

まず、不納欠損額の2,351万9,800円ですか、こちらについてなんですが、これは村税だけでなんですが、その内訳としてある企業、平成18年度と19年度分が残っておりまして、19年度に売買が行われたと。それで、18年度と19年度は不納欠損をせずに残しておりました、売られるということから。それで、幾らか若干の税金を納めていただきました。それで、その後平成20年度になって財産調査を再度やりました。そこで、差し押さえ等できるものがあってもわずかなものと、あるいはまだまだ担保に入っているものがあるということで、それで差し押さえにはせず、15条の7第5項、処分という形で行いました。この分が2,180万1,100円あります。この、ある企業の方でほとんどを占めています。残りは、本当に個別に滞納者の自宅を伺いながら、あるいは個別に個人票というんですか、個票みたいなものを作成してつくっております。処分できる財産とか、確かにもう貧困であるというふうなこともあって、もう不納欠損をしたというふうなものであります。

その、ある企業の方なんですが、どうも所有権移転はその後されているんですが、契約の内容によってですか、契約の破棄とかというようなこともちょっと聞かれました。ただし、1月1日の固定資産の所有者というんですか、そのほうに税金がかかるということですので、現在のところはその企業のものにはまだなっていませんが、この2つ、2カ年度分でこの企業の方はもう全部消滅というようなことでしてあります。大変高額で、占めている割合がかなりでかいんですが、これについては本当にうちとしても財産の差し押さえ等も本当にあればやらなければいけないものなんですか、そこまでするものがないという形でありまして、今回のこの処分としております。

以上です。

○ 議長(宮城功光) 9番 平良嗣男議員。

○ 9番(平良嗣男) 大体もう中身はわかったんですが、しかしながら、これからのあり方としても、皆さんは一生懸命勉強してやっておると思うんですが、だから地方税法の

18条2項にあるように時効の中断及び停止というのが、これはちゃんとした手続を踏まえてやっていかないといけないので、今後も十分なる対応をしていかないといけないというふうに思うんです。先ほどあったように、まず差し押さえ、そこら辺もやろうとしても物が無いというようなこともあるんで、しかしながら、これは小さなものでも差し押さえをやっておかないといけないわけです、こういうものは。押さえておかないと法的にできないんで、そこら辺は手続上やったほうがいいと思います。

今後とも、しかしながら、こういうものが起きる可能性があるんで、そこら辺はちゃんとした手続をとってもらいたいというふうに思っております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成20年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第12 認定第2号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） これも不納欠損が国民健康保険税、404万4,633円の不納欠損があります。そこら辺も、皆さんが職員としての健康保険税の回収のあり方としてどのようにやっているのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城博俊） 国民健康保険についても、先ほど財務課長からあったとおり、一応戸別とか当たってやっておりますけれども、滞納している方のいろいろな状況がありまして、このような過去のものを不納欠損ということで出ていますので、これから一応前もってといたらちょっとおかしいんですけども、やっぱり滞納を出さないような前段階での対策が大事だと思いますので、現年度分をまず重点的にやりますので、これを随時減らしていくような方策が一番大事じゃないかということを考えております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 本当に滞納している未納者と絶えず一緒にやっていると考えると、村長以下みんな一緒にやっていると思うんですけども、もっと日ごろの未納者の管理というのを毎月毎月ちゃんとやって、自分がテーブルの上ですぐわかるようにやらないと、これをずっと積み重ねていくとこの不納欠損が出てくるわけです。毎月の精査をやっていかないと、税等が重なってしまっただけで徴収しようとするとなくなるので、毎月毎月の滞納者のリストをつくって、そこら辺を管理しながらやらないと、結局は年度末になるともう何でかんで不納欠損で落とさんとはいけないというようなことになるので、日ごろの管理をちゃんとやって督促もやっていく、それで訪問するというのがもう当たり前ですから、そこら辺をちゃんとまずは自分の職員の管理と、自分が課長としての毎月の滞納者の管理とか、そこら辺をチェックできるような体制を絶えず見れるような方向でちゃんとやっておくということをやっておかないと、この税も他のものもみんな一緒だと思うんだけど、いけないと思うので、そこら辺はちゃんとやってもらいたいなと思っております。頑張ってください。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第13 認定第3号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第14 認定第4号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 同じようなことで申しわけないんだけど、この3万3,608円の使用料の不納欠損、こんな小さなものを不納欠損で落とすと、これは恐らく水道料でしょう。そこら辺の内容をちょっと教えてください。

○ 議長（宮城功光） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新里政雄） 不明者と死亡が2名と、あと174条による消滅の時効消滅が2件と、5件となっております。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 死亡とかであれば、これはいたし方ないものであるけれども、こんな小さなものを不納欠損で落とすということはとんでもないと、そこの内容がちょっとわからないんでお伺いしたわけであります。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第15 認定第5号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第16 認定第6号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 後期高齢者の医療保険料、調定額は1,720万4,298円に対して収入未済額が1,731万6,599円というようなことで、これは間違っていて取ったということでしょう、これは。

（「いえ、違います」と呼ぶ者あり）

○ 9番（平良嗣男） どういうあれなの。そこら辺がちょっと我々が誤解するところがあるんで、そこら辺をちょっと説明してもらいたと思います。

○ 議長（宮城功光） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城博俊） これについては、特別徴収とか普通徴収でもあるんですけども、徴収した後に例えば住所が移ったとか亡くなったとか、そういった場合に、もう既に取りした後でこういう状況が起こっているもんですから、前の議会でも説明したんですけども、今、年度の途中であれば例えば返したり、調定減したりということができるとも、3月の時点で徴収して、この決定がおくれたと、そういった場合に返す手続がもう年度をまたがっているもんですから、今のような状況で調定より収入が多いと、それで年度をまたがって21年度で還付するという手続でそういうふうになっております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） ということは、事務的な問題よね。事務的なおくれじゃないの、これは。そういうような事務的な、基本的には事務的にまずかったということじゃない、ということね。そこら辺、ちょっとわからないけれども。

○ 議長（宮城功光） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城博俊） これは事務的なおくれということではなくて、後期高齢者組合に問い合わせした場合も、ちょっと今回が初年度なもんですから、事務手続上そういう形になっているということです。実際に納めた後に、一番最後のものを納めた後にそういう事実が発生したもんですから、その後にもう要するに納めようがないというんですか、また4月にずれてこういったことがわかったとかいう場合もあるもんですから、今の

ような状況になっているということですね。

以上です。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。
(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（宮城功光） お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

休憩します。

(午前11時09分)

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時18分)

◎諸般の報告

○ 議長（宮城功光） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に友寄景光議員、副委員長に東 武久議員。

決算審査特別委員会委員長に東 武久議員、副委員長に金城 勇議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎休会について

○ 議長（宮城功光） お諮りします。委員会審査のため、9月9日及び9月10日の2日間は休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、9月9日及び9月10日の2日間は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○ 議長（宮城功光） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前11時20分）

平成21年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成21年9月11日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成21年9月11日 午後3時00分)

閉 会 (平成21年9月11日 午後3時47分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程 (第3号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 2 9 号	大宜味村特産品加工施設機器購入の物品売買契約について	委員長報告 質疑～表決

日程番号	事件番号	件名	摘要
2	議案第30号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第31号	平成21年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
4	議案第32号	平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
5	議案第33号	平成21年度大宜味村老人保健特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
6	議案第34号	平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
7	議案第35号	平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
8	議案第36号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
9	認定第1号	平成20年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
10	認定第2号	平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
11	認定第3号	平成20年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
12	認定第4号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
13	認定第5号	平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
14	認定第6号	平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
15	陳情第9号	日米地位協定に関わる裁判権放棄の日米密約の公表と廃棄を日本政府に求める意見書採択の陳情	委員長報告 質疑～表決
16	陳情第19号	公契約に関する基本法の制定を求める意見書の採択についての陳情	委員長報告 質疑～表決
17	陳情第20号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情について(要請)	委員長報告 質疑～表決
18	意見案第4号	日米地位協定の運用において裁判権放棄の日米密約の公表と破棄を求める意見書	提案説明 付託省略
19	意見案第5号	改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書	提案説明 付託省略

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
20		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（宮城功光） これから本日の会議を開きます。

（午後 3時00分）

◎議案第29号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程第1 議案第29号 大宜味村特産品加工施設機器購入の物品売買契約について議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員長。

平成21年9月11日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

経済建設常任委員会
委員長 宮 城 武

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第29号	大宜味村特産品加工施設機器購入の物品売買契約について	可 決 全会一致

（宮城 武経済建設常任委員会委員長 登壇）

- 経済建設常任委員会委員長（宮城 武） ただいま議題となりました議案第29号 大宜味村特産品加工施設機器購入の売買契約について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、シークワサー振興室長及び総務課長の出席を求め、9月8日午後2時から審査をいたしました。

本件は、大宜味村特産品加工施設に設置する7機種の機器購入であります。契約金額は

1,653万7,500円で、契約の相手方は住所、豊見城市字金良387-1、商号、ティーエスプラント有限会社、代表者友寄喜隆であります。

本件について質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げて、報告を終わります。

○ 議長（宮城功光） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第29号 大宜味村特産品加工施設機器購入の物品売買契約について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第29号 大宜味村特産品加工施設機器購入の物品売買契約について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 大宜味村特産品加工施設機器購入の物品売買契約について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第29号 大宜味村特産品加工施設機器購入の物品売買契約については委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第2 議案第30号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成21年9月11日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

総 務 常 任 委 員 会
委 員 長 新 城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第30号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました議案第30号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、住民福祉課長及び総務課長の出席を求め、9月9日午前10時から審査をいたしました。

議案第30号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本案は、平成21年10月1日から平成23年3月31日までに出産したときに支給する出産育児一時金に関する経過措置で、出産一時金を「35万」を「39万」に改正するものとなっております。本条例の施行は平成21年10月1日からとなっております。

本案に対する質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。報告といたします。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第30号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第30号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第30号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第31号～議案第36号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、

採決

○ 議長(宮城功光) 日程第3 議案第31号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算、日程第4 議案第32号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第5 議案第33号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計補正予算、日程第6 議案第34号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、日程第7 議案第35号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び日程第8 議案第36号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の6件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成21年9月11日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

予算審査特別委員会
委員長 友 寄 景 光

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第31号	平成21年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第32号	平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第33号	平成21年度大宜味村老人保健特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第34号	平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第35号	平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決 賛成多数
議案第36号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決 賛成多数

(友寄景光予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ **予算審査特別委員会委員長（友寄景光）** ただいま議題となりました議案第31号から議案第36号までの6件について、予算審査特別委員会における審査の結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、9月9日午後1時から審査を行いました。

6件の補正予算について、いずれも質疑、討論はありませんでした。

議案第31号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算、議案第32号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、議案第33号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計補正予算及び議案第34号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の4件については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第35号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び議案第36号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の2件については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、報告といたします。

○ **議長（宮城功光）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第31号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（宮城功光）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第31号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。
討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第31号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算については委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第32号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第32号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第32号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第33号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第33号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第33号 平成21年度大宜味村老人保健特別会計補正予算については委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第34号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第34号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第34号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第35号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について、

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第35号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第35号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算については委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第36号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第36号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第36号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について

ては委員長の報告のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採
決

○ 議長（宮城功光） 日程第9 認定第1号 平成20年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第10 認定第2号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11 認定第3号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12 認定第4号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13 認定第5号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14 認定第6号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、一括して委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

平成21年9月11日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

決算審査特別委員会
委員長 東 武 久

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
認定第1号	平成20年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第2号	平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第3号	平成20年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第4号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
認定第5号	平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定賛成多数
認定第6号	平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定賛成多数

(東 武久決算審査特別委員会委員長 登壇)

○ **決算審査特別委員会委員長(東 武久)** ただいま議題となりました認定第1号から認定第6号までの6件について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を一括して報告いたします。

本委員会におきましては、9月10日、11日の2日間にわたり、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、予算執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的を十分に達成しているかどうかについて審査を行い、質疑においては村長出席のもと行いました。

まず、認定第1号 平成20年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑の概要について説明します。国民健康保険税の支払いに困っている納税者に対して、個人に合った分割払い等、相談窓口を設置する必要があると思われるが、今後どう取り組んでいくのかとの質疑に対し、区や役場に相談窓口を設置し、全課挙げて取り組んでいきたいとの答弁でした。また、村長から収納率向上対策本部長として、全庁体制で徴収率向上に取り組んでいきたいとの答弁でした。

討論はなく、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第4号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、質疑、討論はなく、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第5号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については及び認定第6号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、質疑、討論はなく、賛成多数により認定すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、報告といたします。

○ **議長(宮城功光)** 以上で委員長の報告を終わります。

これから認定第1号 平成20年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、委員長

の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号 平成20年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成20年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、認定第1号 平成20年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第2号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、認定第2号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

については認定することに決定しました。

これから認定第3号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第3号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、認定第3号 平成20年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第4号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第4号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、認定第4号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第5号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第5号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、認定第5号 平成20年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第6号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第6号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定するこ

とに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、認定第6号 平成20年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について認定することに決定しました。

◎陳情第9号、陳情第19号、陳情第20号の一括上程、委員長報告、

質疑、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第15 陳情第9号、日程第16 陳情第19号及び日程第17 陳情第20号について議題といたします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成21年9月11日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

総 務 常 任 委 員 会
委員長 新 城 一 智

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

受理 番号	受 理 年月日	件 名	審 査 の 結 果	委員会の意見	措 置
9	2 1 年 8月5日	日米地位協定に関わる裁判権放棄の日米密約の公表と廃棄を日本政府に求める意見書の陳情	採 択 全会一致		地方自治法第99条の措置
19	2 1 年 8月20日	公契約に関する基本法の制定を求める意見書の採択についての陳情	採 択 全会一致		

受理 番号	受 理 年月日	件 名	審 査 の 結 果	委員会の意見	措 置
20	2 1 年 8月31日	改正貸金業法の早期完全施行 等を求める意見書を政府等に 提出することを求める陳情 (要請)	採 択 全会一致		地方自治 法第99条 の措置

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(新城一智) ただいま議題となりました陳情第9号、陳情第19号、陳情第20号について、9月9日午前10時から審査をいたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

なお、3件の陳情については質疑、討論なく、全会一致をもって採択すべきものと決定し、また、陳情第9号及び陳情第20号は、採択に関連いたしまして地方自治法第99条の規定により関係機関へ要請するための意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、報告といたします。よろしくお願ひします。

○ 議長(宮城功光) 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第9号 日米地位協定に関わる裁判権放棄の日米密約の公表と廃棄を日本政府に求める意見書採択の陳情について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第9号 日米地位協定に関わる裁判権放棄の日米密約の公表と廃棄を日本政府に求める意見書採択の陳情について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第9号 日米地位協定に関わる裁判権放棄の日米密約の公表と廃棄を日本政府に求める意見書採択の陳情について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、陳情第9号 日米地位協定に関わる裁判権放棄の日米密約の公表と廃棄を日本政府に求める意見書採択の陳情については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第19号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書の採択についての陳情について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第19号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書の採択についての陳情について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第19号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書の採択についての陳情について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、陳情第19号 公契約に関する基本法の制定を求める意見書の採択についての陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第20号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情（要請）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第20号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情（要請）について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第20号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情（要請）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、陳情第20号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情（要請）については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第22号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情（要請）について申し上げます。

既に同じ内容の陳情が採択とされておりますので、陳情第22号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情は採択されたものとみなします。

◎意見案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第18 全員発議により提出されました意見案第4号 日米地域協定の運用において裁判権放棄の日米密約の公表と破棄を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金城 勇議員。

(5番 金城 勇議員 登壇)

○ 5番（金城 勇） 意見案第4号 日米地位協定の運用において裁判権放棄の日米密約の公表と破棄を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成21年9月11日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

提出者 金城 勇 宮城 武 具志堅朝秀 平良英勝 新城一智 友寄景光 東 武久
大城佐一

賛成者 平良嗣男

提案理由 日米密約の公表と破棄を求め関係機関へ要請するため。

日米地位協定の運用において裁判権放棄の日米密約の公表と破棄を求める意見書
昨年、日本の研究者の調査により、米国立公文書館の解禁文書から日米地位協定第17条

の運用に関わる米兵公務外犯罪の第1次裁判権の実質放棄を確認した日米秘密取り決めが発見された。1953年10月28日開かれた日米合同委員会裁判権分科会の「非公開議事録」の形式をとって交わされたものである。この中で日本政府は「日本の当局は通常、合衆国軍隊の構成員、軍属あるいは米軍法に服するそれらの家族に対し、日本にとっていちじるしく重要と考えられる事件以外については第一次裁判権を行使するつもりがないと述べる事ができる」と米側に約束している。

これと同時に明らかになった密約交渉の記録は、これが「日本が可能な限り最小限の数の事例以外は裁判権を行使しないという合意に達することが重要だということだ」（1953年9月1日、東京での交渉記録）との米政府の要求に基づいて結ばれたことを明らかにしている。

そして、在日米軍法務官事務所国際法主席担当官は、2001年に発表した論文で、「日本はこの了解事項を誠実に実行してきている」と明言し、密約が現在でも機能していることを認めている。また、米陸軍法務局の「外国法廷での米兵への刑事裁判権行使資料」のデータは、日本が実際にかかなりの比率で裁判権を放棄していることを裏付けている。

これらの事実は、米軍の犯罪、事故に関わる日本の裁判権放棄の密約の存在と秘かに運用されている事実を示すものである。これは国民の権利を守るべき日本の司法の責任を投げ捨てる国の主権の根幹に関わる大問題である。とりわけ、米軍基地をかかえ、米兵による犯罪をはじめ基地被害が続く沖縄県全域では看過できない問題である。

本村議会では、住民の生命と財産、権利と人間としての尊厳を守るという自治体の責務に基づき、下記のことを日本政府に要請する。

記

日米地位協定第17条の運用に関わる米兵公務外犯罪の第1次裁判権の実質放棄を確認した日米秘密取り決めを公表し、これを破棄すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年9月11日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣

よろしくお願ひします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- **議長（宮城功光）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第4号 日米地位協定の運用において裁判権放棄の日米密約の公表と破棄を求める意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- **議長（宮城功光）** 挙手全員です。

したがって、意見案第4号 日米地位協定の運用において裁判権放棄の日米密約の公表と破棄を求める意見書については委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- **議長（宮城功光）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第4号 日米地域協定の運用において裁判権放棄の日米密約の公表と破棄を求める意見書について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- **議長（宮城功光）** 挙手全員です。

したがって、意見案第4号 日米地位協定の運用において裁判権放棄の日米密約の公表と破棄を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎意見案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- **議長（宮城功光）** 日程第19 全員発議により提出されました意見案第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。具志堅朝秀議員。

(7番 具志堅朝秀議員 登壇)

- **7番（具志堅朝秀）** 意見案第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書 上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出しま

す。

平成21年9月11日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

提出者 具志堅朝秀 平良英勝 新城一智 友寄景光 東 武久 金城 勇 宮城 武
大城佐一

賛成者 平良嗣男

提案理由 改正貸金業法の早期施行を関係機関へ要請するため。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活苦での自殺者が年間7,000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務者相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている、特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、貸金調達が制限された中小起業者の倒産が増加しているなどを殊更に強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

そこで、今般設置される消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多

重債務者問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策を求める。

記

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務者相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小企業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年9月11日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、金融担当大臣、消費者政策担当大臣、国家公安委員会委員長、多重債務者対策本部長

以上、よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、意見案第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書については委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、意見案第5号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

- 議長（宮城功光） 日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-
- 議長（宮城功光） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長（宮城功光） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第7回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時47分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員